

——	——	書 記	小 澤 晴 香
----	----	-----	---------

5. 議事事件

(1) 一般質問

6. 会議の状況

(9時00分 開議)

議 長 おはようございます。現在の出席議員は14人、全員の出席を得ております。
これより平成31年大井町議会第1回定例会第2日を開議いたします。
本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。事務局に朗読させます。

事 務 局 長 (朗 読)

議 長 日程第1、これより一般質問を行います。第1日目に通告4番までの質問を終了しておりますので、本日は、続いて通告5番、8番議員、伊藤奈穂子君から発言を許します。

通告5番、8番議員、伊藤奈穂子君。

8 番 改めまして、おはようございます。

通告5番、8番議員伊藤奈穂子です。

通告にしたがい、1、防災減災について、2、風疹対策についてを質問いたします。近年、全国各地で地震や気候変動などによる自然災害が多発しており、昨年は7月豪雨や北海道胆振東部地震など大きな被害をもたらしました。被災された方々を思うと心が痛みます。今や自然災害はいつ、どこで発生するかはわかりません。本町においても起こり得ることでございます。しかしながら、予測できる被害に備えることはできます。命を守るという観点から、町民一人ひとりの防災・減災の意識を高め、さまざまな災害に備えることが大事であると考えます。

そこで、以下の5項目についてお伺いいたします。

一つ目として、平成27年9月の関東東北豪雨で鬼怒川が決壊し、被災した常総市ではその教訓からハザードマップを活用し、町民一人ひとりが災害時に同行動すればいいのかを時系列にまとめ、事前にシミュレーションすることによ

り、逃げおくれゼロを目指すマイタイムラインプロジェクトを立ち上げ、マイタイムラインの作成を推進しています。本町においても、自分の家庭や生活環境にあったマイタイムラインの取り組みを推進していくべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

二つ目として、東日本大震災の教訓から自助、共助が重要であると再認識されました。このことから国は平成25年に災害対策基本法を改正し、地域コミュニティにおける共助力の向上のために、地区防災計画制度を創設いたしました。地区防災計画は地域住民により自発的に行われる防災活動に関する計画であり、計画の内容等地区の特性にあわせて自由に決めることができる計画のことです。地域住民による防災コミュニティの力が重要になっている今、住民が主体となって作成する地区防災計画を推進することについてお考えをお伺いいたします。

三つ目として、子どものときから災害に対するリスクや知識を身につけることが重要であると考えます。いざというときに役に立てるよう、児童生徒への防災教育としてハザードマップの活用が有効だと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

四つ目として、まるごとまちごとハザードマップを整備する考えをお伺いいたします。まるごとまちごとハザードマップとは、生活空間である町なかに水防災に係る情報を標識などで表示し、居住地域をまるごとハザードマップに見立てる取り組みのことです。日常生活の中でいつでも目にすることができるため、水害に対する危機意識の醸成、避難所等の認知度も高まることが期待されています。

五つ目として、町防災備蓄品として液体ミルクを整備する考えをお伺いいたします。また、女性、乳幼児に配慮した衛生用品の備蓄の今後の方向性をお伺いいたします。

続いて、二つ目の風疹対策についてお伺いいたします。国は風疹の感染拡大を防止するための取り組みとして、公的に予防接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代より低い世代の男性を対象に、予防接種法に基づく定期接種の対象に加えました。この定期接種の実施に向け、本町の今後のスケジュールをお伺いいたします。

以上、登壇しての質問といたします。

議
町

長 町長。

長 改めまして、おはようございます。

伊藤議員からは防災・減災対策について5項目、また風疹対策について大きく二つの質問事項をいただいております。順次お答えさせていただきます。

まず、防災・減災対策についてということで、1点目のマイタイムラインの導入は、についてでございますが、現在、県作成の「防災メモ」や内閣府が実施している「災害・避難カード」など住民の皆さん自身でいわゆる「わたしの避難行動」をカード形式、マップ形式、タイムライン形式にまとめることにより、有事の際の避難行動を促すといった取り組みが全国的に展開されています。

「マイタイムライン」はその中の一つのツールであり大雨等により河川の水位が上昇した際、一人ひとりが標準的な防災行動を時系列的に整理したものになります。神奈川県においては、こうした避難行動のツールの有用性を鑑み、県知事はじめ、県下市町村の首長等で構成する「神奈川県大規模氾濫減災協議会」において手法はこだわらないまでも、取り組みの方向性を共有したところ、現在県下では近隣の小田原市、松田町を含めた6市2町の「試行実施市町」として、昨年末から検討が進められています。

なお、「マイタイムライン」の作成に当たってはベースとなる「マイタイムラインノート」などの形で自治体が必要があります。大井町を含め、県内におけるタイムライン作成の現状は相模川や酒匂川といった「洪水予報河川」においては、既に県との調整・作成が済んでおりますが、川音川を含む「水位周知河川」に関しては、現在小田原市を含む4市をモデル市として、県との検証及び策定作業中であります。

また、酒匂川と川音川のように複数の河川を一つのタイムラインに集約する方法など難しい課題もありますが、町では「わたしの避難行動」の取り組みの一環として「マイタイムライン」に限りませんが、現在県下で行われている試行、モデル検証の結果を踏まえ取り組んで参りたいと存じます。

次に、2点目の地区防災計画の推進についてですが、地区防災計画は東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策基本法の改正の中で地域コミュニティにおける共助による防災活動を推進する観点から法制化された防災計画になります。市区町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する

計画として、地区居住者等がみずから立案を作成し、取り組んでいくという国際的にも先進的な取り組みとされています。

また、本計画はボトムアップ型提案として、市町村の地域防災計画への位置づけまで想定しており、昨年改定した本町の地区防災計画にも一文ではございますが、「一定の地区内の自発的な防災活動に関する地区防災計画について住民等から素案の提案があった場合に必要と認められるときは、本計画に位置づけます。」といった文言を新たに追加した次第です。

計画の活動主体や地区の範囲は、「市区町村内の一定地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者」と明確な規定はなく、そういった意味では自由度の非常に高いものとなっていますが、地域コミュニティレベルの助け合いに関し、共助のための共通ルールを地区の住民みんなで共有し、実践するためのいわば「活動宣言」にはかなりません。

地区防災計画という形で活動宣言をされるか否かについては、各地区内の意向によるところとなりますので、必ずしも地区防災計画という形にこだわる必要はないと考えています。町といたしましては、同制度の趣旨を踏まえ、各自治防災組織などに対し、これまで積み重ねてきた活動を前提とした防災への取り組み、防災意識の形成、リーダー育成等により一層の充実を図ってまいりたいと考えております。その延長として、地区防災計画の作成へとつながっていくかと考えているところです。自主防災リーダー等の研修機会の増設や消防団員の防災士資格取得などの事業展開とあわせ、さらなる支援を図ってまいりたいと考えております。

3点目の御質問、児童生徒への防災教育としてのハザードマップの活用は、について申し上げます。まず、授業には4年生の社会科において「災害からまちを守るために」及び「昔から今へと続くまちづくり」の中で、地域社会における災害と事故の防止についての学習をします。

その際、本町の人々の安全を守るための関係機関の働きや、そこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考える場面でハザードマップなどの資料を活用しています。

また、各学校では町の地区防災計画を参考に、日ごろの安全教育や安全管理の推進、災害発生時に児童生徒の安全を確保するための対応を明記した学校防

災計画を毎年作成しており、その資料の一つとしてハザードマップを活用しております。

実際、昨年の改定で浸水想定区域に指定された上大井小学校では町防災安全室と連携をとり、学校防災計画の見直しを行い、「避難確保計画」を作成しました。この計画に基づき、風水害を想定した避難訓練の実施をする際に、訓練の事前・事後指導においてハザードマップの利用を予定しております。

次に、4点目のまるごとまちごとハザードマップを整備する考えは、についてですが、まるごとまちごとハザードマップは主に図面などで公表・活用している洪水ハザードマップに対し、居住区域を「まるごと」ハザードマップに見立て生活空間である町の中に想定される浸水深や避難所などの情報を標識として表示していく取り組みであります。また、本取り組みは単に洪水標識の設置を目的としたものではなく、日常的な洪水への意識高揚や発災時に安全かつスムーズな避難行動につながるハザードマップの趣旨に沿った大規模なハザードマップ事業になります。

町では昨年4月に酒匂川洪水時の新たな浸水想定を反映した「土砂災害・洪水ハザードマップ」を作成、全戸配布するとともに、自主防災組織をはじめ各種団体の勉強会等で利用していただけるよう大判のタペストリータイプのハザードマップを作成しました。その後、昨年7月には川音川洪水時の浸水想定区域が公表され、また、高尾地区の急傾斜崩壊防止工事を前提とした急傾斜崩壊防止危険区域の指定、次年度には土砂災害特別警戒区域の調査、指定が予定されるなど、既に新たなハザードマップ作成に向けて準備を進めているところでございます。

また、各指定を受け、今後実施予定である指定避難所、指定緊急避難場所の指定及び周知作業に当たっては災害種別に応じた指定作業として現在町内の電柱等の190カ所ほどに表示している避難誘導看板などの仕様変更・更新についても実施していく予定であります。

まるごとまちごとハザードマップ事業は費用面もさることながら、地権者等にとってはある意味、「負の情報」表示であることから、住民等の認識と理解が不可欠な事業であります。

町では同事業の導入について新たなハザードマップ作成や避難誘導看板の更

新等の事業推進とあわせ、また、近隣市町の状況や各自主防災組織などの意見を伺いながら慎重に検討を進める必要があるものと考えております。

次に5点目の液体ミルク、衛生用品の備蓄・整備につきましては、平成29年9月議会においても伊藤議員より御質問いただいたところですが、備蓄食糧に関し町が本年度1万2,500食ある備蓄アルファ米のうち更新時期を迎えた2,500食に関し、アレルギー特定原料27品目未使用商品への更新を行うとともに、帰宅困難者の一時滞留や、中小規模の避難事案に即時性を持って配布できる備蓄食料として長期保存のきくクッキーを636食増備するなど、新たな取り組みも進めさせていただいたところであります。

議員御指摘の液体ミルクや女性、乳幼児用の衛生用品などの生活必需品についてですが、町で備蓄している品目以外は主に町内量販店等との物資調達協定に基づく供給体制や他市町村等からの支援・受援体制の計画となっております。また、高齢者や障がい者の介護、乳幼児の保育、女性などに欠かせない品目については各家庭において確保しておくよう推進しているところです。

現在、町の備蓄品については即時性の高いものは各指定避難場所に設置されたコンテナタイプの防災倉庫に、その他のものは金子防災倉庫に備蓄していますが、いずれの倉庫もこれまで行ってきました備蓄により、新たな備蓄を行うスペースの確保が困難な現状もあり、備蓄内容や受援体制といった課題も含めて総合的に見直す時期にきていると考えております。

現在計画しております中央土地区画整理地内の公園整備においては、支援物資の受け入れにも対応した大型の防災備蓄倉庫の建設も計画しており、今後、物資調達に係る協定等により、現実的に確保できる物資の規模を把握した中で、喫緊に整備すべき備蓄品とあわせ多様性をもった備蓄品の協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、大項目の2番、風疹の感染拡大防止の取り組みとして予防接種法に基づく定期接種の実施と今後のスケジュールを伺う、との御質問についてお答えいたします。昨年の12月に厚生労働省が風疹の予防接種を公的に受ける機会がなかった39歳から56歳の男性について、予防接種法に基づく定期接種の対象にすると発表しました。

これは、昨今の風疹の全国的な流行、特に成人男子を中心に風疹が流行して

いることを受けた措置でございます。抗体検査とワクチン接種の費用を原則無料にし、2022年3月まで約3年間実施するという対応となっております。

この年代の男性は風疹の抗体保有率は約80%と他の年代よりも低く、風疹の感染リスクが高い年代となっており、この措置により対象成人男性の抗体保有率を東京五輪パラリンピックが開かれる2020年7月までに85%以上、2021年度末までに90%以上に高めようというものでございます。

風疹対策については、現在、神奈川県において風疹の抗体検査を無料で行っており、その対象者は妊娠希望の女性やそのパートナー、また風疹の抗体価が低い妊婦のパートナーとなっております。検査の結果、抗体化が低いと判定された方に対し、予防接種を受けることを勧奨しております。

県内市町村においては、風疹の予防接種機能助成を行っており、本町においては1歳児と小学校入学前の1年間の児童については無料、妊娠希望の女性やそのパートナー、また妊娠をしている女性のパートナーは、麻疹風疹混合ワクチンの接種なら上限8,000円、風疹単体ワクチンの接種なら上限4,000円の助成を行っているところです。

国の施策である39歳から56歳の男性の対象にした風疹の抗体検査及び予防接種法に基づく風疹の定期接種の実施については、現在国から概要等の通知がきておりますが、実施方法やスケジュール等詳細な部分は未定となっており、情報収集に努めているところです。

今後のスケジュールは、との御質問でございますが、実施に向けては1市5町共同で足柄上医師会等関係機関との調整が必要となりますので、詳細が決まり次第、広域で足並みをそろえ適宜準備を進めてまいりたいと考えております。

以上登壇での答弁になります。

- 8 番 答弁をいただきましたので、再質問させていただきます。まず、マイタイムラインの質問について再質問いたします。先ほど、川音川の浸水想定が県のほうでは済んでいるという御答弁をいただきました。ハザードマップは今作成中というふうに理解をしたんですけれども、これはいつごろにでき上がる予定なのかというのを伺いしたいと思います。

防災安全室長 川音川のハザードマップにつきましては、昨年7月県のほうで周知されたところでございます。町といたしましては、酒匂川を示した後、また神奈川

県内において川音川の想定と新たに土砂災害特別警戒区域の指定が今後予定されています。それとあわせた中で新たなまたハザードマップの作成を考えておりますので、平成32年度以降になろうかと思いますが、予定しております。以上でございます。

- 8 番 ありがとうございます。わかりました。32年度以降に川音川と、酒匂川のハザードマップは今できていますので、それとあわせた上で、このマイタイムラインというものを、自分のマイタイムラインというのをあわせた上で検討していかなければいけないのかなというふうに思いましたので、先ほどの御答弁で今後マイタイムラインという形式は決まっていはいない、詳細に決まっていはいないけれども取り組んでいくという御答弁をいただきましたので、これは進めていっていただければいいなというふうに思いました。

これ、まず皆様に個人に対する避難行動になりますので、皆さんにどのように周知をするのかというのは、そういうお考えはありますか。どういうふうに周知をするというお考えはありますか。

防災安全室長 答弁の中でもお話しさせていただきましたが、今現在、神奈川県におきまして、神奈川県大規模氾濫減災協議会というものを立ち上げまして、その中でモデルということで試行をしている段階でございます。その中で、マイタイムラインを含めまして、県ではまた防災メモという形でも個人個人の避難行動を促すものもありますし、また、内閣府、国が災害避難カードというのを地図形式のものを個人ノートにつくっていくという動きもありますので、そういった手法を含めてその実施市町で試行段階をやっておりますので、それを検証結果を踏まえて各市町が取り組んでいくことになりますので、その中で、大井町とあったものを選んで町民にお示ししたいと思います。それにつきましては、今後まだお示しする方法、また、ハザードマップのようにお配りする段階で皆さんに示したいと思います。

以上でございます。

- 8 番 理解いたしました。そのときにぜひホームページや紙ベースでの周知のほうもあわせてやっていくべきではないかなというふうに思います。ホームページは見られないけれど、紙ベースだったら見るよという方もまだまだいらっしゃいますので、その辺も配慮をしていくべきだと思いますので、そこだけ申し伝

えたいと思います。

次に、地区計画のことについて再質問させていただきます。この地区計画というものに関して、先日東京大学生産技術研究所の加藤孝明准教授のほうの講演を伺う機会がありまして、地区計画というもののものとなっているものは防災のまちづくりだというお話をお伺いしました。防災まちづくりの三つに、肝になるものが三つありまして、まず一つ目が地域コミュニティから始める防災、防災もまちづくりという視点ですね。単に防災だけではなくて、いかに視野を広げて前向きに進めていけるかというところが視点になっているということです。

二つ目は災害リスクの理解と共有。先ほども答弁いただきましたが、居住地域における災害のリスクというものを理解し共有すると。町内でも、この大井町の中でもハザードマップにあるように水害の被害を受けるところや土砂災害を受けるところとか、町内でも被害が違う、被害想定が違うというところを理解するということです。

三つ目が自助・共助・公助のあるべき姿の概念を理解するというところで話されていました。自然災害というのは行政が確保しなければならないと皆さんほとんどの方が考えていられると思うんですけれども、もちろん発災時には自治体や自衛隊、消防など公助が行われます。しかし、それでもすぐに全ての地域に届かない、届くかどうか分からないという、公助にも限界があるという、そのときに頼りになるのは共助であるということを改めて認識することが大切だなというふうに感じております。まず、この地区計画を作成するに当たり、もちろん地区計画を作成する地域もしくは自治体、その範囲が必ずしも決まっていけないので、例えば自治会というふうに設定した場合、行政と地域社会との建設的な議論を行う場、そういう雰囲気が不可欠ではないかなというふうに思うんですけれども、この辺はいかがでしょうか。

防災安全室長 地域と町が共通の話し合う場のようなことでございますが、まず地区計画につきましては、答弁の中でもありましたように、それぞれの地域また自主防災といった地域、また事業者といった事業所単位ということで、括りは特にないというような状況でございます。今までに町としては地域に対しては自主防災組織を中心に防災対応をしていただいております。そういった支援

をした中で、それぞれの自主防災がもう既に話し合われて済んでいるところもあります。そういった形で、それぞれの地域からそういった話し合いの場がありましたら、町としてもそういった支援というか、中に入ってオブザーバー的な形で支援をしていきたいと考えております。以上でございます。

- 8 番 今の大井町の町内の現状を見ますと、やはりその防災、地域の中で防災意識を高く向上されている地域もございますし、そこまで至らないというような地域もあると思います。

ここで、もちろん一緒に同じ意識をもって進めていくのが一番いいと思うんですけれども、なかなかそうはいかないとは思いますので、まず、今町内の中で防災意識を高くもって、地区防災計画と似たような活動をされているところもあろうかと思うんです。その場所とか、そういう地域の方々をまず町の中でも、例えばそこをモデル地域にして、そこを発信地にして、町内に波及をしていくというふうにしてはどうかというふうに思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

防災安全室長 モデル地区を進めた中でつくっていただいて、それを発信してつなげていけばということなんですが、まず、町からこういった地区計画をつくれという押しつけは余りしたくないと考えてございます。今の自主防災の中でそれぞれ地図に落として災害リスクとか地域ごとに調べた中で地図形式で済む自主防災もあろうかと思えます。こういった形で地区計画をつくるかどうかにつきましては、答弁にもありましたように、それぞれの自主防災、地域が必要であればということで考えてございます。

ですので、これが最終的に、今自主防災の強化ということでそういった各地域の自主防災リーダーの支援ということで研修を含めて、また消防団のOBを防災士ということで地域に戻っていただいて活躍してもらおうということもありますので、そういった延長線上にその地域が地区防災計画までつくればなということでは考えています。

以上でございます。

- 8 番 わかりました。今、町が進めている消防OBの防災士の人材育成だったりとか、防災リーダーの育成というところは本当に大事なところになってくると思いますので、やっぱりそういうリーダーの方がいて啓発をするというところが

大事になってくるのかなというふうに思いますので、町としては確かに強制はできないというふうに御答弁いただいたんですけども、強制はできないけれども、やはりこういう地区計画というのがあるんだよと。防災に対して常時地域の中で共助というところも考えながら、防災の意識向上、個人もそうですし、共助というところの防災意識を高めるということでは、町としてはやはり待っているのではなくて啓発するべきではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

防災安全室長　　こういう地区計画があったほうが共助のために確かに重要だと考えております。ですので、町で実施している自主防災リーダー研修等でこういった自主防災の活動の事例を含めて御案内させていただいた中で研修を積んで、周知のほう図っていきたいと思います。

　　以上です。

8　番　　よく理解いたしました。それでは、この地区計画に結びつくかどうかというのは、それはもう地域のお考えになろうかとは思いますが、やはり町としては啓発をしていくべきだと思いましたので、そのあたりはしっかりと努力をしていただければなというふうに感じます。

　　それでは、次にまるごとまちごとハザードマップのほうの再質問に移りたいと思います。先ほど、避難誘導標識ということで、電柱の巻きつけ表示を今後更新していくという御答弁がございました。これに関しては、今現在、広域避難場所の案内しか入ってはいないと思うんですけども、まるごとまちごとハザードマップの定義から言いますと、避難誘導ですので矢印があったりとか、ここは浸水が何メートルになる、想定ですので、浸水深想定がどれぐらいになるというのも表示したほうがいいのかというふうにも思うんですけども、この辺は更新のときにそのようなこともお考えになられているかどうかをお伺いいたします。

防災安全室長　　確かに議員御指摘のとおり、電柱についている看板につきましては、この地区は避難場所、何々学校だということを表示してあるのみです。それにつきましては、東電のほうと、東京電力さんと契約の中で看板をつけかえさせていただいていますが、それが平成27年に交換しまして、それ以降5年ごとの更新という扱いになっています。ですので、32年以降、新たなまた看板

を交換する形になろうかと思いますが、その際には議員御指摘のまるとまちごとハザードマップのような推進ですとか、また矢印の方向性を含めて新たに必要な様式を整えまして、検討を含めて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

- 8 番 更新のときに検討していくという前向きな御答弁というふうに受け取らせて、理解させていただいたところであります。その更新をするときにまるとまちごとハザードマップのような形、どういう形かというところとまたあれですけれども、詳しくはあれですけれども、というところになりますと、まずまるとまちごとハザードマップというのは町の中にいて誰もがいつでも避難誘導の、ここは浸水がどれだけあるよ、この先には広域避難場所があるよというような誘導標識になろうかと思います。例えば、町内以外の人があるところを歩いていてもすぐわかる、避難場所がどこにあるかということが理解できるというものになってくると思います。そこで、視認性がさらにすぐれたものを整備するということが大事ではないかなというふうに思います。

そこで、先日の北海道の地震のときもブラックアウト、真っ暗になってしまったという災害の教訓を踏まえて、夜間でも暗いときでも光るような、例えば蓄光の材料を使ったというような光るようなものとかを使って標識等使って整備をしていくべきではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

防災安全室長 光る素材というのは看板で取り入れられるかどうかにつきましては、そういった事例を含めて検討したいと思います。確かに夜間見えないということであれば、町民の方はわかるかと思うのですが、そこに来ていたまたま訪れている方につきましては、わからないということもありますので、その辺は十分に考慮して検討したいと思います。

- 8 番 いい方向で検討のほうは期待したいと思います。

次に、この避難場所の標識についてお伺いいたします。今質問していたのは避難誘導標識になるんですけれども、避難場所に、例えば今広域避難場所になっているような小学校や中学校、もしくは町の庁舎だったり、そういうところへの避難場所の標識というものに関してもある意味まるとまちごとハザードマップの中に入ってくるかなというふうに思うんですけれども、今現在、例え

ば小学校とかにある避難所標識というものの更新というのは考えておられるか
お伺いします。

防災安全室長 避難所の看板の更新につきましては、先ほどもちょっと答弁の中でありま
したが、今後災害別の避難所指定と緊急指定避難場所の指定がございますの
で、それを踏まえた中で更新する予定でございます。

以上でございます。

8 番 わかりました。それでは標識の更新時期についてお伺いしたいと思います。

防災安全室長 時期につきましては、申しわけないんですけど未定ということになって
ございます。災害別避難所の指定につきましては、今後土砂災害警戒区域等
の指定もございますので、その全ての状況がわかり次第避難所ごとの、災害
ごとの避難所としてどういった避難所となるのかということで、それが決ま
っていますので、それを受けての避難所の調査をした段階になりますので、
それを受けての更新ということで、未定ということで、申しわけないんです
けれども、よろしくお願いいたします。

8 番 わかりました、理解いたしました。先ほどおっしゃっていられました、災害
別の避難場所標識というところでございますが、平成28年3月に避難場所等の
図記号が日本工業規格に規定されました。これは今、全てにおいてばらばらに
なって、記号がばらばらになっているのではないかなというふうに、町内の標
識がばらばらになっているのかなというふうに思われますので、このJIS企
画の図記号に更新するときには統一されるべきと考えますが、これはいかがで
しょうか。

防災安全室長 JIS企画の表示に変更する予定でございます。

以上でございます。

8 番 わかりました。それでは、期待をしたいと思います。

次の質問に移ります。液体ミルクの備蓄について再質問させていただきます。
液体ミルクに関しましては、先ほどミルクや女性、乳幼児に関するものに関し
ては各家庭において基本的には用意するようという御答弁をいただきました。
もちろん、自助のところで自分で用意しなければいけないものというのは用意
すべきだとは思いますが、やはり有事の際にどういう状況で災害の
状況があつて、避難所に訪れるかわからない場合に、例えば本当に乳幼児がい

たときに、乳幼児と一緒にお母さんが避難してきたときに、ストレスで母乳が出なくなってしまうということがよくあると声をお伺いいたします。そういう意味で、今この液体ミルクというのは注目になってきております。この液体ミルクに関しましては、粉ミルクと違いまして液体ミルクですのでそのまま乳幼児に授乳できるという利便性もありますし、衛生面でも、かなり利便性が高いと思われます。

先日、内閣府は2019年に「男女共同参画の視点からの防災、復興の取組指針」に乳幼児が早期に必要な物資の代表例として、現行の粉ミルク用品や離乳食用品に加えて液体ミルクを明記するというふうに発表をされました。大井町の地域防災計画の中の備蓄表の中にはミルクとか粉ミルクとかいうのもないんですけれども、国からの指針を受けて町はどのように対応するのかをお伺いいたします。

防災安全室長 防災指針のこれからということで、液体ミルクについてのことなんです、液体ミルクにつきましては議員御指摘のように、つい最近というか、昨年開発されたということで伺ってございます。液体ミルクにつきましては、そういった形で位置づけされたということは大変災害時には有効だということは認識しているところなんです、町としてはまず保存期限、それと有効活用ということを含めた中での備蓄体制を考えていくべきだなということで思っております。液体ミルクにつきましては、賞味期限を含めまして半年程度ということになってございます。ですので、町で備蓄したら、それは賞味期限が近づくと、それをまず有効活用する方法も含めて検討する必要があるかなということで考えていますので、まずはそういった点も今後そういった他自治体でどうやって運用しているのかも含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

8 番 今後検討していくというふうに受け取らせていただきました。まずはこの液体ミルクというものの有用性や利便性などをやはり広報、周知をしていくべきではないかなというふうに考えております。その辺はいかがでしょうか。

防災安全室長 災害時にはそういった形で液体ミルク、非常に有効だということで承知しております。ですので、家庭の備蓄というか、家庭でのローリングストック

等含めまして日常備えていただければということで周知していきたいと考えています。

以上です。

- 8 番 わかりました。それでは一つ確認をさせていただきたいと思います。地域防災計画の生活必需品の供給というところに、生活必需品の調達というところの項目の中に傷病者、乳幼児、高齢者等に必要な品目や災害発生の季節に応じて必要なものを確保しますということで、御答弁の中にもございましたけれども、これは協定をしている卸売業者、小売業者のほうから調達をするということでございますが、その項目の中にその他ということで衣料品、紙おむつ、使い捨て哺乳瓶、ミルクを溶かすための水、女性生理用品、・・・等というふうにございますが、ここに粉ミルクさえもないんですけれども、この辺の含まれているというふうに理解してよろしいでしょうか。

防災安全室長 生活必需品の調達の中で、町で備蓄するものにつきましては、現在粉ミルク等は備蓄してございません。粉ミルクも含めまして先ほどの液体ミルクもそうなんですけれど、粉ミルクにつきましても開封したら1カ月程度の消費期限、また、1年半ぐらいですか、粉ミルクにつきましても保存期限がないということなので、現在備蓄倉庫につきましては答弁の中にありましたように各指定避難所のコンテナの防災倉庫、金子防災倉庫でございますので、今後新たな大型の防災倉庫を建設予定ということなので、そちらの配備できた段階で、精査した中で備蓄のほうを検討していきたいと考えてございます。

以上です。

- 8 番 基本的には自助という中で備えてもらいたいというお考えだとは思いますが、いつでも、どこで、どのような方が被災されて避難所に来られるかわかりませんので、やはり十分な備蓄の整備は必要ではないかなというふうに考えますので、その辺の御配慮をした上で検討するべきではないかなというふうに申し伝えて、次の質問に移ります。

風疹の対策についてでございますが、先ほどまだ詳しい内容に、今後のスケジュールということで詳しい内容についてはこれから医師会のほうとの連携をとっていくという御答弁でございました。対象の方は無料になるということでございますので、今後医師会や近隣5町の了解が取られたときには、補正予算

を組むという方向になろうかと思いますが、それでこの理解でよろしいかどうかをお伺いいたします。

子育て健康課長 議員お見込みのとおり、補正で対応していきたいと思います。当然、定期予防接種に加わるということは市町村が実施する業務という形になりますので、適正に対応していきたいと思っております。

以上です。

8 番 わかりました。まだ詳しいところがという御答弁でございましたので、まだ対処、お伺いしたいことはございましたが、補正が出てきたときに質問させていただきたいと思います。これで私の質問を終わりにします。

議長 以上で、8 番議員、伊藤奈穂子君の一般質問を終わります。

引き続き、通告 6 番、3 番議員神保京子君。

3 番 通告 6 番、3 番議員神保京子です。

通告にしたがいまして、

1 番、町内道路における歩道及び自転車道の整備方針は。

2、町職員の勤務体制はということでお伺いをいたします。

まず、1 番についてですが、現在町内の歩道について、過去の整備において車道との段差をつけてつくっており、出入りの部分が低くしたために現行のように段差があり、でこぼこの状態になっているということで理解をしております。田んぼ脇の用水路、U字溝のふたの上、そちらも歩道になっているのですが、ほかにも理由があるのかもしれませんが、段差といってもちょっとしたスロープのようにになっているので、道の長さによってスロープの傾斜が違います。とても歩きにくい歩道となっています。

しかし、このような歩道ではベビーカーやシルバーカーの利用者、また足や目の不自由な方の歩行には大変不向きであり、危険になっております。仕方なく車道を歩く方が多く見られます。特に自分自身で車いすを操作している方には大変危険だと思われます。また、田んぼ脇の歩道は狭くて佐藤病院西側の道も車道を歩いている中学生をよく見かけます。

また、例をあげますと、町道12号線上大井小学校北側道路では、国道255号線から町道7号線までの100メートルほどの歩道ですが、歩道が狭く片側しかないので、小学生ですらすれ違いができず、なおかつ段差があってベビーカー